

社会福祉法人 井栗福祉会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人井栗福祉会（以下「法人」という）における役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定期的に法人業務を執行する理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、定期的に法人業務を執行する理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬等は支給しないものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

(1) 継続かつ定期的に就業する理事は、個人の役割、業務内容を総合的に勘案・評価し、別紙1に定める基準額を基に、理事会にて決定し、各人に支給する。

(2) 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業務と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(3) 上記に定める役員等には、賞与等は支給しない。

(支給の方法)

第4条 報酬等については、毎月21日を支給日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、前日に繰り上げるものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則 令和 3年 6月11日 改正 (俸給表 別紙1)

別紙 1

【表1】 俸給表 (円)

	月 額
1	50,000
2	65,000
3	75,000
4	90,000
5	100,000
6	115,000
7	125,000
8	140,000
9	150,000
10	165,000
11	175,000
12	190,000
13	200,000

【表2】 俸給表 (円)

	日 額
1	6,000

社会福祉法人井栗福社会
役員、評議員、評議員選任・解任委員

費用弁償規程

社会福祉法人井栗福社会役員及び評議員、評議員選任・解任委員 費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人井栗福社会役員及び評議員、評議員選任解任委員が、法人の用務に対する費用弁償等の支給について定めることを目的とする。

(支給額)

第2条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員が、各会議に出席した時、又は職務に必要な会議に出席した時は費用弁償3,000円を支給する。

(その他)

第3条 この規程に定めのない事項で、規程の運用上必要な事項については、評議員会が別に定める。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

改正 平成22年 4月1日
平成29年 4月1日
令和 3年 4月1日